



平成30年3月20日

自動車局保障制度参事官室

「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」の報告書を公表します！

自動運転における損害賠償責任に関する研究会(第6回・最終回)を持ち回りで開催し、報告書を取りまとめました。

自動運転の実現に向けて、官民 ITS 構想・ロードマップ 2017 においては、自動運転の導入初期である 2020~2025 年頃のいわゆる「過渡期」(自動運転車と自動運転でない自動車が混在する時期)を想定した法制度の在り方(自動車損害賠償保障法上の責任関係の在り方を含む)を検討し、2017 年度中を目途に高度自動運転システム実現に向けた政府全体の制度整備に係る方針(制度整備大綱)を策定することとされています。

自動運転中の車が事故を起こした際の自賠法上の責任主体及びデータの誤謬、通信遮断、ハッキング等の事象発生時の責任関係等については、平成28年11月より、研究会において、検討を行ってまいりました。

今般、第6回研究会を本日持ち回りで開催し、報告書を取りまとめましたので別添のとおり公表します。

【連絡先】

自動車局保障制度参事官室 佐藤、河村、吉見

代表 03-5253-8111 (内線 41443、41413)

直通 03-5253-8577 FAX 03-5253-1638